

京丹波町ホームページ広告（バナー広告）募集要項

1 趣旨

この要項は、京丹波町有料広告掲載要綱（平成23年4月1日告示第17号、以下「要綱」という。）に基づき、京丹波町ホームページにおける広告物の掲載に関し、必要な事項を定める。

2 掲載場所

京丹波町ホームページ（トップ画面下段）

トップページアクセス件数 約10,000件/月

※数字は参考データであり、アクセス件数を保障するものではありません。

3 掲載期間

掲載月から掲載年度の3月末まで

※一ヶ月単位で申し込みできます。

4 掲載料

一枠 5,000円（月額）

※申し込みいただいた月分を一括で納付。

※納付された掲載料は、還付しません。

5 バナー規格

大きさ 縦75ピクセル×横235ピクセル

画像様式 JPEG形式、PNG形式、GIF形式（アニメーション不可）

※「京丹波町有料広告掲載要綱」に基づいて作成してください。

※広告の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担となります。

※広告内容に関する責任は、広告主が負います。

6 募集方法及び募集時期

町ホームページ等への掲示その他の方法で、随時募集する。

※掲載希望月の前月10日（10日が土・日・休日にあたる場合は直前の開庁日）までにお申し込みください。

7 申込方法

掲載を希望する広告原稿を添え、要綱第4条の広告掲載申請書（様式第1号）を提出すること。

8 掲載までの流れ

①広告掲載申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告原稿（画像と紙面のデータ）を添えて、電子メール、郵送又は持参すること。

②要綱第6条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定し、要綱第5条の広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）を送付する。

なお、掲載決定の場合は、請求書を同封する。

③指定日までに、掲載料を支払うこと。

④バナー広告掲載開始

※ 掲載料の入金を確認した時点で、バナー広告掲載の手続きを開始します。

9 広告掲載の変更

要綱第7条の広告掲載変更（中止）届（様式第3号）を変更日の20日前までに提出すること。

この場合において、広告の変更は、1月に1回までとする。

10 広告掲載の中止

自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第7条の広告掲載変更（中止）届（様式第3号）を取り止める日の7日前までに提出すること。

11 その他

申請にあたっては、この要項及び「京丹波町有料広告掲載要綱」を必ず確認すること。

12 お問い合わせ先

京丹波町総務部デジタル政策課

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

電 話 0771-82-3821

電子メール digitalsys (アットマーク) town.kyotamba.lg.jp

* (アットマーク) を@に直してください